

長 建 協 発 第530 号
平成24年 3月13日

会 員 各 位

社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

被災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する
当面の運用について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼
申し上げます。

さて、東日本大震災復旧・復興事業に関する「復旧・復興建設工事における
共同企業体の当面の取り扱い」等の情報につきましては、平成24年3月5付
長建協発第520号、3月7日付同524号文書にてお知らせいたしておいま
した。

今後、被災三県以外からの現場労働者の確保が進むと考えられますが、この
場合、現場労働者に係る「宿泊費」「労働者の輸送に要する費用」及び「募集
及び解散に要する費用」について、国土交通省直轄工事における現行積算基準
による積算では乖離が生じることが想定されます。

このため、国土交通省では、被災三県で実施される同省直轄工事について、被
災地以外からの労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用を東北・北陸
地方整備局あてに通知するとともに、被災三県及び仙台市に対しては、同省の対
応を参考にして、実際の施工に要する通常妥当な経費の把握及び適正な積算の徹
底に努めるよう通知を出した旨、別添とおとり連絡がまいっておりますのでお知
らせ申し上げます。